

実質化された人・農地プラン（案）

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
佐用町	真盛地区(真盛集落)	令和4年3月	—

1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	14.36 ha	
①人・農地プランの耕地面積	12.67 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10.20 ha	80.5 %
③地区内における75才未満の農業者の耕作面積の合計	6.94 ha	68.0 %
④地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3.26 ha	25.7 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	1.20 ha	36.7 %
ii うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	0.58 ha	17.9 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	1.48 ha	45.4 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	2.47 ha	19.5 %
⑥貸出し希望農地の面積	4.14 ha	40.6 %
⑦地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.50 ha	11.8 %
(備考) 所有者から回答のない場合は耕作者の回答を集計した。(優先は所有者からの回答)		

注1:④⑤の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:⑦の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果では、75歳以上の農地所有者の面積は3.26haとプラン区域面積の約26%を有し、この内後継者がいない・未定等の農地が1.78ha、14.5%となっている。 また、現在貸している又は貸出希望の農地が4.12haであり、アンケート回答者面積の40.6%を占め担い手の確保が出来るか不安がある。 現在、地域内に中心となる大型農家(認定農業者)は存在せず、集落営農組合で、機械の共同利用等を行い農地の維持管理をしており、将来にわたって農地を守るか不安がある。 水路、農道、畦畔、池等の維持管理も高齢化等の問題もあり今後の取組方を検討する必要がある。 地域農業の維持継続をして行く上で、若手農業者や新規就農者の育成・確保に取り組んで行く必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> 地区内に中心となる経営体は存在していないが、貸出希望が多くあるため、将来にわたり農地を守っていくために、現在活動している集落営農組織を法人化し、地域農業の担い手として位置図けて行くよう進めて行く。 中心となる経営体(農業法人)に農地の集積・集約化を図り、土地利用型農業の水稻、黒大豆等の作付を中心とする他、収益性の作物の導入も検討し、集落内農地の維持管理を図る。 また、当分の間自作を希望する農家と、中心となる経営体と協議し効率的な経営が出来るように務める。 今後、離農や規模縮小する農家の農地を、中心となる経営体に集積・集約するように集落で話し合い、効率的な経営が図れるように集積・集約化に努める。
--

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和 年月現在)		今後の農地の引受けの意向		農業を営む範囲
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	
認農	A	水稻・黒大豆	2.4 ha	水稻・黒大豆・野菜	3.9 ha	真盛集落
その他	B	薬草	1.5 ha	薬草	1.5 ha	真盛集落
その他	C	自然薯	0.1 ha	自然薯	0.1 ha	真盛集落
計	3 経営体		4.0 ha		5.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回のアンケートでは、現在貸付け、または今後貸付けの意向があると回答された農地は、53筆41,360㎡となっており、中心となる経営体への集積を進めて行く。 ・今後は、当分の間自作を希望している農家も含め、定期的な意向調査を実施し、農地の集約・集積化につながるよう努める。
<p>●農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心となる経営体の、経営の安定と効率化を図る上で、農地の集約・集積化を進めることが重要で、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として農地を農地中間管理機構に貸付けて行く。 ・また、当面は自分で耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心経営体に耕作を引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行う、イキイキ農地バンク方式に取組むよう集落で進めていく。
<p>●基盤整備への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るために、畦畔の除去圃場の大区画化や水路の改修等の基盤整備に取り組む。
<p>●鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山際には集落囲みの防護柵はあるものの公道・河川を経由しての侵入が見受けられる、新たに団地、作物毎の防護柵設置の検討や、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等検討していく。
<p>●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみで取り組んでいる多面的機能交付金事業を継続して取組み、農道・用排水路・池等の維持管理に地域全体と中心となる経営体と協力しながら取り組んで行く。